

○盛岡・紫波地区環境施設組合公印規程

令和 2 年10月28日訓令第 4 号

改正 令和 5 年 3 月30日訓令第 1 号

盛岡・紫波地区環境施設組合公印規程（昭和58年紫波郡環境施設組合訓令第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、盛岡・紫波地区環境施設組合管理者部局における公印の管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公印の種類等）

第 2 条 公印の種類、印材、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

（公印の管理者）

第 3 条 公印の保管及び管理は、別表に規定する保管者が行う。ただし、保管者が事務局長の場合において、盛岡・紫波地区環境施設組合職員の職の設置に関する規則（平成14年盛岡・紫波地区環境施設組合規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、事務局長を矢巾町の関係職員が併任しているときは、事務局次長が行うものとする。

（事務局長の任務）

第 4 条 事務局長は、公印台帳（様式第 1 号）を作成し、整理保存しなければならない。

（公印の管理）

第 5 条 公印は、常に堅固な容器に納め、原則として錠を施し管理しなければならない。

（公印の使用）

第 6 条 公印を使用するときは、押印しようとする文書に決裁済の原議書を添え、保管者に提示し、審査を受けた後に押印し、かつ、契印しなければならない。

（公印使用の特例）

第 7 条 公印を次のいずれかの目的で使用しようとするときは、公印使用申請書（様式第 2 号）によりあらかじめ事務局長の承認を受けなければならない。

- （1） 公印の印影又は大きさを変えた印影を印刷しようとするとき。
- （2） 電子計算組織に公印の印影を記録し印刷しようとするとき。
- （3） 公印を持ち出して使用しようとするとき

（公印の新調等）

第 8 条 公印の新調、改刻又は廃止をしようとするときは、管理者の決裁を得なければならない。

- 2 公印を廃止したときは、裁断又は焼却の方法により廃棄しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 2 年10月28日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	印材	書体	寸法	保管者
盛岡・紫波地区環境施設組合印	つげ	れい書	方21ミリメートル	事務局長
盛岡・紫波地区環境施設組合管理者之印	つげ	れい書	方21ミリメートル	事務局長
盛岡・紫波地区環境施設組合管理者職務代理者之印	つげ	れい書	方21ミリメートル	事務局長
盛岡・紫波地区環境施設組合副管理者之印	つげ	れい書	方21ミリメートル	事務局長
盛岡・紫波地区環境施設組合会計管理者之印	つげ	れい書	方21ミリメートル	会計管理者
盛岡・紫波地区環境施設組合事務局長之印	つげ	れい書	方21ミリメートル	事務局長

様式第 1 号（第 4 条関係）

公 印 台 帳

公印管理者	
公印の種類	
印材	
書体	
寸法	
備考	

区分	年月日	改印の事由又は廃棄の方法	印影
作製	年 月 日		
改刻	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
廃止	年 月 日		

公印使用申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 事務局長 様

担当者職・氏名

次のとおり公印を使用したいので申請します。

申請の目的	() 公印の印影又は大きさを変えた印影を印刷しようとするため () 電子計算組織に公印の印影を記録し印刷しようとするため () 公印を持ち出して使用しようとするため
公 印 の 種類及び印影	
印刷しようとする 文書・帳票等	
持ち出しの期間	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
持ち出しの場所	
持ち出しの目的	

承認書

年 月 日

- ☐ 申請のとおり承認します。
- ☐ 次の理由により承認しません。（理由： ）

盛岡・紫波地区環境施設組合 事務局長

※確認欄

区 分	持出・返却の日時	担当者	確認者
持 出	年 月 日 時 分		
返 却	年 月 日 時 分		